

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成25年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例	不在者投票所の投票立会人に従事時間に応じた報酬を支給するとともに、投票所及び期日前投票所の投票立会人に半日単位で報酬を支給することとするものです。	平成25年 11月29日 提出 議案 第104号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市職員の任用に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない)	人事課 089- 948-6218
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第三次一括法)による地方公務員法の改正に伴い、職員の就学部分休業の対象期間及び高齢者部分休業の対象年齢を定めるものです。	平成25年 11月29日 提出 議案 第105号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市職員の任用に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない)	人事課 089- 948-6218
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市中島中学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例	中島中学校寄宿舎を新築移転するものです。	平成25年 11月29日 提出 議案 第106号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	学校 教育課 089- 948-6590
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成25年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
4	松山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	食中毒予防の観点から、食品等事業者が公衆衛生上講じるべき措置を追加するものです。	平成25年 11月29日 提出 議案 第107号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	生活 衛生課 089- 911-1808
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	地方公営企業法施行令等の改正により新会計制度が適用されることに伴い、必要な規定を整備するものです。	平成25年 11月29日 提出 議案 第108号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 内部的な事務処理方法の変更であり、法令の改正により当然に必要なとされるものであるため (実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない)	下水道 政策課 089- 948-6533
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市下水道条例及び松山市小規模下水道条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、下水道使用料の適正化を図るものです。	平成25年 11月29日 提出 議案 第109号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	下水道 サービス課 089- 948-6530
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成25年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条 例 名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
7	松山市水道事業給水 条例等の一部を改正 する条例	消費税率の引上げに伴う水道 料金の適正化等を図るもので す。	平成25年 11月29日 提出 議案 第110号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該 当)	水道 サービス課 089- 998-9803
				有識者からの 意見聴取	H25.10.31	松山市水道事業経営審議会の意見を聴き ました。	水路管路 管理 センター 089- 989-8475

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程において、必要な事項を公表する ⇒ 市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒ 提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。